総社市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年9月26日

総社市長 片 岡 聡 一

総社市条例第35号

総社市手数料条例の一部を改正する条例

総社市手数料条例(平成17年総社市条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。 次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

	改 正 後		改正前			
別表第3(第2条関係)			別表第3(第2条関係)			
事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の金額	事務の種別 手数料を徴収する事務 手数料の金額			
1~5 略			1~5 略			
6 建築基準法第42条第 1項第5号の規定に基 づく道路の位置の指 定に関する事務		5万円	6 建築基準法第42条第 道路の位置の指定,変 5万円 1項第5号の規定に基 更又は廃止申請に対す づく道路の位置の指 る審査 定に関する事務			
7 建築基準法第43条第 2項第1号の規定に基 づく認定に関する事 務	関する制限の適用除外	2万7,000円				
8 建築基準法第43条第 2項第2号の規定に基 づく許可に関する事 務	関する制限の適用除外	3万3,000円	7建築基準法第43条第 1項ただし書の規定に 基づく許可に関する 事務敷地と道路との関係の 建築許可申請に対する 審査3万3,000円			
9 略 10 略 11 略			8 略 10 略			

改正後	改正前
<u>12</u> 略	<u>11</u> 略
<u>13</u> 略	
14 略	<u>12</u> 略 <u>13</u> 略
<u>15</u> 略	<u>14</u> 略
15 略 16 略	<u>15</u> 略
<u>17</u> 略	<u>16</u> 略
<u>18</u> 略	<u>17</u> 略
<u>19</u> 略	<u>18</u> 略
20 略	<u>19</u> 略
21 略 22 略	<u>20</u> 略
<u>22</u> 略	<u>21</u> 略
22 略 23 略 24 略 25 略 26 略 27 略 28 略 29 略 30 略	21 略 22 略 23 略
<u>24</u> 略	<u>23</u> 略
<u>25</u> 略	24 略 25 略 26 略
<u>26</u> 略	25 略 26 略
26 略 27 略 28 略 29 略	<u>26</u> 略
<u>28</u> 略	<u>27</u> 略
<u>29</u> 略	<u>28</u> 略
	<u>29</u> 略
<u>31</u> 略	<u>30</u> 略
32 略 33 略	<u>31</u> 略
<u>33</u> 略	<u>32</u> 略
31 略 32 略 33 略 34 略 35 略 36 略	<u>33</u> 略
<u>35</u> 略	<u>34</u> 略
	<u>35</u> 略
<u>37</u> 略	<u>36</u> 略
37 略 38 略 39 略	<u>37</u> 略
37 略 38 略 39 略 40 略	38 略
	<u>39</u> 略
41 略 42 略 43 略	<u>40</u> 略
<u>42</u> 略	<u>41</u> 略
<u>43</u> 略	<u>42</u> 略

				改	正 前		
<u>44</u> 略			<u>43</u> 略				
45略46建築基準法第85条第5項の規定に基づく許可に関する事務	<u>仮設興行場等</u> の建築許 可申請に対する審査	12万円	44略45建築基準法第85条第5項の規定に基づく許可に関する事務		<u>物</u> の建築許可 する審査	12万円	
47 建築基準法第85条 第6項の規定に基づく 許可に関する事務	1年を超えて使用する 特別の必要がある仮設 興行場等の建築許可申 請に対する審査	16万円					
<u>48</u> 略			<u>46</u> 略				
49 略 50 略			<u>47</u> 略 <u>48</u> 略				
<u>50</u> 略			10 H				
<u>52</u> 略			<u>50</u> 略				
53 略 54 略			<u>51</u> 略 <u>52</u> 略				
<u>55</u> 略			<u>53</u> 略				
<u>56</u> 略			<u>54</u> 略				
<u>57</u> 略			<u>55</u> 略				
58 略 59 略			<u>56</u> 略 57 略				
<u>55</u> 哈 <u>60</u> 略			<u>58</u> 略				
<u>61</u> 略							
<u>62</u> 略			<u>60</u> 略				
<u>63</u> 略			<u>61</u> 略				
64 略 65 略			62 略 63 略				
<u>65</u> 略							

附 則

この条例は,公布の日から施行する。